

平成24年度 第2回深谷市同和对策事業審議会議事録

- 1 開催日時 平成24年 7月 6日(金曜日)
開会 午後2時00分
閉会 午後4時00分
- 2 開催場所 藤沢公民館 会議室
- 3 出席者 会長 國吉 眞弘 副会長 柿澤 俊雄
(12名) 委員 吉澤 正則 委員 荻野春之助
委員 清水 國男 委員 村岡 勉
委員 田島 友一 委員 梅澤 克江
委員 坂本 住夫 委員 三枝 茂夫
委員 小林 利夫
- 4 欠席者 委員 清水 勉 委員 田邊 俊彦
(5名) 委員 重田 仁三 委員 藤本 喜八
委員 佐々木 太
- 5 出席職員 栗田企画財政部長 ・澤出教育委員会次長
須藤企画財政部次長 ・神田次長兼学校教育課長
滝澤人権政策課長 ・山田人権政策課補佐
加藤学校教育課課長補佐兼指導主事
森田人権政策係長 ・美野田人権教育係長
- 6 傍聴者 なし

(会議の経過)

発 言 者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
司会：滝澤課長	<p>【平成 24 度第 2 回深谷市同和対策事業審議会】</p> <p>1. 開式</p> <p>本日は、公私ともにご多用のところ、出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成 24 年度深谷市同和対策事業審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日の司会・進行を担当いたします人権政策課長の滝澤です。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>先ず、本審議会には、小島市長より諮問がございます。</p> <p>なお、諮問の方法・内容等については、会長、副会長に事前に説明していることを念のため申し添えしておきます。</p> <p>2. 市長より諮問</p> <p>それでは、深谷市同和対策事業審議会条例第 1 条の規定に基づき、小島市長より「深谷市人権施策推進指針」の一部見直しについての諮問を國吉会長に行いたいと思います。</p> <p>小島市長、よろしくお願いいたします。</p> <p>平成 24 年 7 月 6 日、 深谷市同和対策事業審議会 会長 國吉 眞弘 様、 次の事項について、理由を添えて諮問します。 「深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて」 深谷市長 小島 進 よろしくお願い致します。</p> <p>※國吉会長へ諮問書を手渡す。</p> <p>國吉会長 はい、分かりました。</p> <p>3. 市長あいさつ</p> <p>司会：滝澤課長 それでは、市長より、委員の皆さまに、ごあいさつ申し上げます。</p> <p>小島深谷市長 皆さん、こんにちは。 市長の小島でございます。</p>

<p>司会：滝澤課長</p> <p>國吉会長</p>	<p>平素より、市政の運営につきまして、多大なるご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、國吉会長の招集の下、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、委員の皆様の貴重なご意見をいただきたく、「深谷市人権施策推進指針の一部見直し」について、会長に諮問をさせていただきました。</p> <p>この深谷市人権施策推進指針は、本市が取り組むべき人権施策推進の基本理念を明らかにするとともに、人権施策の基本的方向性を示すために、平成 18 年 10 月に策定したものであります。</p> <p>委員の皆様にも、既にご案内のように、平成 24 年 2 月 10 日に決めました「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」により、この指針の一部見直しの必要性が生じたために、深谷市としての考えを委員の皆様にお示ししまして、ご審議をお願いした後に、ご意見をいただくものでございます。</p> <p>限られた時間の中で、結論を導いていただくわけですが、積極的にご意見を交わしていただきながら、慎重なる審議の程をよろしく願います。</p> <p>結びにあたり、私は、市民の基本的人権を尊重し、「お互いに人権を尊重し合える市民生活の実現」を目指して、行政施策の公正で公平な運営を進めていく所存でありますので、皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとします。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <hr/> <p>【第 2 回同和対策事業審議会】</p> <p>4. 会長あいさつ</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き、本審議会にあたりまして、國吉会長より、皆様にごあいさつ申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、第 2 回目の審議会ということでご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本年 2 月 10 日に、深谷市長による同和対策事業の見直しが発表されました。同和対策事業と申しますと、昭和 4 4 年からスタート</p>
----------------------------	---

<p>司会：滝澤課長</p> <p>吉橋委員</p>	<p>しておりまして、33年にまたがる地域改善対策事業、そして終了後の平成14年度からの更に10年間、深谷市では一般対策事業の中で実施され、合わせて43年間、同和対策事業が実施されてきました。</p> <p>こんなに長きにまたがる事業の終了・終焉になりますと、私は、大きな混乱が生じるのではないかという多少の懸念をいだいていましたけど、皆様方、ご承知のように、大過なくと申しましょうか、平穩のうちにこの事業が終了し、今、新しい方向が始まろうとしています。</p> <p>行政が長年継続してきた事業を終わりにする場合には、直ちに終了できる事業もあれば、経過措置を設けなければならない事業もございます。また、終了に伴い、見直しを図っていかなければならない方針もできます。</p> <p>そこで、本日の議事の一つである「深谷市人権施策推進指針の一部見直し」、そして人権政策課を中心にこれまで実施してきた集会所運営事業の廃止、運動団体活動事業費補助金の状況等が、事業終了に伴う大事な内容になってまいります。本日の審議会で、皆様方の貴重な意見、審議をいただき、同和行政終了後の新しい方向を定めていきたいと思っております。</p> <p>本日は議事が重い故に、長きに渡るかも知れませんが、ご審議ご協力をお願いしまして、あいさつとさせていただきます。</p> <p>5. 審議会委員の出席状況</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、審議会委員の出席状況を報告します。</p> <p>本日、定数17人中12人が出席されております。</p> <p>深谷市同和対策事業審議会第5条第3号により、委員の2分の1以上の方が出席されておりますので、本審議会は成立していることを先ず報告します。</p> <p>また、本日、「集会所運営委員連絡協議会」からご推薦いただきました、吉橋孝治さんを識見を有する者として、審議会委員に委嘱し、出席をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。吉橋 孝治 委員です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
----------------------------	---

<p>司会：滝澤課長</p>	<p>ここで、小島市長、他の公務のため中座いたします。</p> <p>(※諮問書の写しを各委員に配布する)</p> <p>それでは、議事に入る前に、先ず本日の資料の確認についてお願いいたします。</p> <p>まず、本日、市長より諮問を受けました写しです。</p> <p>また、本日、次第の差し替えをお願いいたしました。よろしくお願いいたします。次に、事前に配布しました、人権に関する市民意識調査資料及び報告事項の資料、そして深谷市人権施策推進指針です。</p> <p>以上が本日の資料となっております。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第により、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事の進行役である議長についてですが、本審議会は、審議会条例により、國吉会長から招集をさせていただいておりますので、國吉会長にお願いし、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>6. 議事</p> <p>(1) 深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>それでは、皆様、議事の進行をつかさどる、國吉です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、議事録署名委員の選任をお願いいたします。恐縮でございますが、議長である私の方でご指名いたしますので、皆様方に承認をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はいの声あり。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>それでは、議事録署名委員に吉澤 正則委員、荻野春之助委員のご両名をお願いいたします。</p> <p>それから、審議会の議事録につきましては、深谷市のホームページ等により公開をしていくこととなりますので、ご承認をいただきたいと思います。</p> <p>また、傍聴の件も申し上げなければいきませんが、後方には傍聴者がいらっしゃいませんので、傍聴の規程に関しては省かせていただきます。</p>

<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>(1) 深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて、を議題といたしまして、事務局の説明を承りたいと存じます。</p> <p>はい。それでは、事務局の滝澤の方から説明いたします。</p> <p>議題(1)でございます。本日、市長から諮問をいただきました内容につきまして、1ページ目をご覧ください。</p> <p>深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて、でございます。理由につきましては、平成24年2月10日、深谷市議会全員協議会に報告し定めた「深谷市における今後の同和対策事業について基本方針」により、別紙のとおり、深谷市人権施策推進指針の一部見直しを行う必要があるため、深谷市同和対策事業審議会条例第1条の規定に基づき、貴会に諮問を行うものです。</p> <p>内容につきまして、ご説明申し上げます。人権施策の推進指針につきましては、本日、資料を事前に配布させていただいております。この中の同和問題の一部施策の見直しについてを皆様にご審議いただきます。ページは9ページでございます。</p> <p>それでは、諮問内容につきましての説明をさせていただきます。</p> <p>深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて</p> <p>1. 見直し箇所</p> <p>第3章 人権施策の基本的方向性</p> <p>2 分野別施策の方向性</p> <p>(5) 同和問題の施策の一部見直し</p> <p>第4章 推進体制</p> <p>2 国・県・近隣市町村・民間団体等との連携の一部見直し</p> <p>2. 改訂期日 平成25年4月1日</p> <p>3. 見直し内容(案)</p> <p>でございます。</p> <p>見直し前と見直し後を併せて記載させていただいておりますので、両方を読んでいきたいと思っております。同じ項目につきましては、省かせていただきたいと思います。と存じます。</p> <p>第3章 人権施策の基本的方向性</p> <p>2 分野別施策の方向性</p> <p>(5) 同和問題の施策</p>
-----------------	--

同和問題は、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる問題です。昭和40年（1965年）の同和对策審議会答申における同和問題の早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識の下、この問題の解決に向けて、環境改善事業、個人施策事業や教育・啓発事業に取り組むとともに、学識経験者や運動団体の代表で組織する同和对策事業審議会や運動団体との意見交換の場を設置し、同和問題の解決に努めてきました。「こうした取り組みにより…」以下を、次のように改正していきたいという案がございます。「その結果、それぞれの分野において相当の成果をあげてきました。特に住環境の分野においては、一般地区との格差は、ほぼ解消されました。また、市民の同和問題に関する理解と認識は深まり、人権意識の高揚も進んできています。今後は、市民の自主性を尊重し、地域社会が様々な人権問題に対して、誤った認識や偏見による差別的な言動を受け入れない環境をつくりだしていくことを目指します。」、以上でございます。

次に、「主要施策の方向性」を「主要施策」と改正する案がございます。①につきましては、内容等の変更はございません。②につきまして、このように改正する案がございます。

②「人権教育及び啓発の推進」「本市におけるこれまでの同和問題に関する教育・啓発活動の成果等を踏まえ、同和問題を人権課題の一つとして捉え、その解決に向けて、お互いの人権を尊重し、人権教育及び啓発の事業を推進します。」

③につきましても、「人権相談体制の充実」を「人権相談・支援体制の充実」に変更する案でございます。内容については、「様々な人権侵害を早期に解決するために、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援・救済体制の充実を図ります。」

次のページでございます。

第4章 推進体制の2、「国・県・近隣市町村、民間団体等との連携」を「国・県・近隣市町村、民間団体、企業等との連携」に変更する案でございます。改正内容について、読み上げてまいります。

「人権教育・啓発の推進については、国・県・近隣市町の行政機関をはじめ、民間団体、企業等がそれぞれの立場で自主的に取り組んでいます。このため、市では人権政策の実施に当たっては、これらの機関等と必要に応じて連携を保ちながら、団体等の取り組みや意見にも配慮する必要があります。また、法務省（さいたま地方法務局熊谷支局・秩父支局）や熊谷人権擁護委員協議会、秩父人権擁護

	<p>委員協議会などで構成した『熊谷・秩父人権啓発活動ネットワーク協議会』や市内の人権教育に係わる機関、団体及び企業並びに学識経験者をもって組織する深谷市人権教育推進協議会と連携・協力を図ります。」という内容でございます。</p> <p>諮問した内容は、以上でございます。</p> <p>なお、諮問についての、ご意見は、本日の審議会でもらいたく存じますが、本日の諮問でもあり、欠席されている委員もいることから、諮問に対しての意見を7月末日までに事務局へご報告願いたいと存じます。</p> <p>また、委員の意見の内容によっては、次回の審議会の開催時期等についても、併せて会長に一任していただきたいと思います。</p> <p>なお、審議期間は3か月を予定し、平成24年10月に答申をお願いできないかという内容でございます。</p> <p>以上、事務局からの説明を終わりにします。</p>
議長：國吉会長	<p>ただいま、事務局の方から見直しの内容について提案がございました。これは、今配ったものですか。</p>
事務局：滝澤課長	<p>はい、そうです。</p>
議長：國吉会長	<p>それでは、今配られたばかりですので、皆様方、まだ十分にお読みになっていないと思います。委員の皆さん、2時30分までお読みになっていただいて、その後、ご意見を承りたいと存じますので、しばし休憩をしたいと思います。</p>
議長：國吉会長	<p>※（休憩）</p> <p>時間が参りましたので、再開します。</p> <p>それでは、諮問のごございました提案として、見直し後の内容につきまして皆様方からご質疑・ご意見等を承りたいと思います。</p> <p>方法といたしまして、(5)の同和問題の施策についてご意見をいただいて、その次に主要施策の②、③、そして第4章の2、と順を追って審議を始めていこうと思います。</p> <p>では、最初の項目ですけれども、「同和問題の施策」について、この文についてはいかがでしょうか。</p>
議長：國吉会長	<p>ご意見がございませんようですので、次に主要施策の②、③のこ</p>

	の部分についてはいかがでしょうか。
三枝委員	はい。
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
三枝委員	<p>ちょっと、戸惑っているのですが。分野別の同和問題の施策の所をどうするのかということで審議されていると思うのですが。その同和問題の主要施策ということで①から③があると。ちょっと、パッと見ると分かりづらいのですが。それで、主要施策の①はそのままでもいいとなっていると。それで元の①はどうなっているかという、①は意識調査の実施と。で、意識調査の中身は「市民の人権意識の状況を把握して、人権教育・啓発推進の基礎資料とする」と。同和問題だけ意識調査があって、障害者や高齢者、子どもたちの問題では意識調査がなくて、何で同和問題だけ意識調査があるというのは、ちょっと私ね不思議な感じがします。同和問題の所に意識調査の実施があって、で、中身は人権意識の状況の把握となっていますので、整合性に欠けるのではないか、というふうに思います。</p>
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	<p>同和問題の①の意識調査についての質問でございます。この中身につきましては、本日、皆様には見直しについてご提案申し上げておりませんが、事務局では平成 25 年 4 月 1 日に向けて見直す方向で検討しております。なお、検討内容については、人権教育推進協議会へ報告し定めていきたいと考えておりますので、具体的な施策である②③について、ご審議いただきたいと存じます。</p>
議長：國吉会長	<p>他の人権の課題の所では意識調査がないのに、どうして今のところだけ意識調査を放り込んでいるのか、整合性に欠けるのではないかという点なんだけど。</p>
三枝委員	ちょっと、いいですか。

議長：國吉会長	はい、どうぞ。
三枝委員	人権に関する市民意識調査の中に、次にやることですが、その中には女性・子どもなどの調査項目、さまざまなものが入ってますよね。同和問題の所でね、アイヌの問題だ、外国人の問題だというのは整合性に欠けるのではないかということなんです。
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい。
事務局：滝澤課長	説明の不足でございました。ここの同和問題の施策の中に、市民意識調査というのは現行でございます。これを活かしておきますと、同和問題だけの意識調査ということで今後行うという考えになりますので、市民意識調査の項目について、どこに入れていくかを含めて、内容等を人権教育推進協議会へ諮っていくと、最初にお答えしたつもりでしたが、もう一度、そのようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長：國吉会長	主要施策の中の②、③、それから 3 ページの第 4 章 推進体制のこの部分からでもよろしいですし、ご質疑・ご意見を交わしていきたいと思えます。
三枝委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
三枝委員	たとえば、主要施策に人権相談・支援体制の充実というのがあります。人権相談・支援体制の充実を図らなければならないのは、同和問題だけではないと思うんですね。基本的に解決したといっても、場合によってはまだ救済を求めるといふ時代があるとも限らない。だから、体制をつくりますと。しかし、この体制というのは、同和問題だけ体制があつて、子どもの問題とか、高齢者・障害者にもそういう体制は必要であるとするならば、他の所にも書くと。意識調査もそうですが、同和問題の所だけ意識調査が書いてある。相談・支援体制も同和問題の所だけ書いてあつて、他の所にはない。これは、ちょっと项目的な組み換えが必要なんじゃないかと。そう

	<p>じゃないと分かりにくいですよ。</p>
事務局：須藤次長	<p>(挙手) 議長。</p>
議長：國吉会長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局：須藤次長	<p>三枝委員のお話は人権問題すべてに関わる問題であるから、同和問題にだけに特出してここに載せるのはおかしいんじゃないか、というご意見でよろしんですよ。</p>
三枝委員	<p>はい。</p>
事務局：須藤次長	<p>確かに、ここで言っても同和問題だけの特出し事項ではございませんので、全体として人権を考える上での、いわゆる項目でございまして検討させていただきたいと、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長：國吉会長	<p>少し横道かもしれませんが、深谷市人権施策推進指針の6ページをお開き願いたいと思います。全般的に、私もまだ読み込むところ少ないんですけど、人権施策の基本的方向性、共通施策の方向性ということで、この6ページには全般的な施策の共通事項について、(1)から(4)と書かれているようです。(3)の所には「相談・自立支援体制の充実」と、人権の全般的な所で取り上げられておりますし、(2)の人権教育・啓発の推進についてもしかり、このような形で6ページには全般的な方向性が推進方針には定められておまして、本日の皆様方にお諮りしているのは、あくまでも分野別の同和問題の施策についてだけ見直しをお願いしたいという形で登場しているように思うわけです。全般的な見直しについては、また、どの時点で、どこでするのははっきり分かりませんが、その人権施策推進指針の全般的な見直しがあるとすれば、そのところで人権教育推進協議会でお諮りがあるのかなあとと思いますけど。その推測は当たっていますか。</p>
事務局：滝澤課長	<p>そのとおりでございます。</p>
坂本委員	<p>(挙手) 異議あり。</p>

	<p>今の議長の発言だと、日頃、三枝さんに言うんじゃないけど、部分的に議論するんじゃなくて、総合的に議論しなくちゃならないというのであれば、この時点で議論していいんでしょ。遅くないと思うんです。なぜ、同和問題だけ、今、入れ直しをするんですか。</p> <p>全般的に、今、この人権施策推進指針の、先ほど言った部分的な整合性とかあると思うんです。意識調査は同和問題だけなのかという指摘がございました。私もそう思います。であるならば、共通施策の分野であろうという、私の意見はあるけども、それは全体を見ての話であって、部分的に議論するという前提であったということで、私、分からなくなってきちゃって、その辺はどう考えたらいいんですか。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>諮問先はあちら様でございますので、まずは総論的な部分と、今こちらで論議が始まろうとしている部分的な件とのいろいろな仕方をどう組み立てていくのか、事務局の方で意見ありますか。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>それでは、今年度より新しく委員になられました方もおりますので、昨年度からの審議会のお話をさせていただきたいと存じます。</p> <p>昨年9月に、十数年ぶりに同和対策事業審議会を開催させていただきました。</p> <p>会議の中では、人権政策事業全てを報告するのではなく、同和対策事業だけを報告すること。また、今後の事業計画についても審議会に諮る方向で検討していただきたい。との意見が委員さんからされました。</p> <p>今回の諮問は、委員の意見を尊重し、この様になっておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、全体の内容の見直しについては、昨年も人権教育推進協議会或いは同和対策事業審議会の委員さんから、平成18年策定の時は、何ら内容の説明、報告等はなかったというお話がありましたので、全体の見直しを諮る場合については、人権教育推進協議会に意見を聞きながら、修正あるいは訂正を加えていきたいと考えております。</p> <p>また、ご案内のように、この指針は平成28年度までの期間となっております。今回は、この指針の中の同和問題に関しての意見を皆様方に聞きながら、内容を修正していきたいと。ご提示している内容は(案)でございますので、意見を聞きながら、より良いもの</p>

<p>三枝委員</p>	<p>にしていきたいと考えております。</p> <p>諮問の理由にもございますように、2月10日の基本方針に基づいた内容に指針を変えていかなければならないことが基本となっておりますので、併せてご理解いただきたいと存じます。以上です。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>(挙手)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>三枝委員</p>	<p>大まかなことなのですが、しかし、今日渡された資料の2ページの③の人権相談・支援体制の充実、これ、パッと人が読んだらですね、児童虐待とか様々な人権侵害とありますので、DVとか児童虐待とか、高齢者虐待とか生活が成り立たない様々な人権侵害があると。そういった様々な人権侵害の支援だと、ここだけ読んだらですね。そしたら、上を見たらこれは同和問題だと。そういうことですよ。同和問題は、人権侵害を早期に解決するために助言や一時的な保護、同和問題に一時的な保護、こんな問題があったなら、同和行政を止めたことは間違いではなかったか、というふうな意見さえ出かねないというふうに思いますので、もう少し整合性をちょっと整理するようにとされるんですが。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>現指針の分野別施策の方向性ではなく、第3章人権施策の基本的方向性、1 共通施策の方向性の中で再度検討していきたいと思っております。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>皆さんから、いろいろご意見を伺いたく思っておりますので、なんなりとご意見をよろしくお願ひします。</p> <p>ご意見もあまり出ないようでございますし、ただいま見直ししている内容につきまして、今日だけでなく次回まで考えていきたいのですが、意見のあった部分だけを修正して直してもらって、指針の一部見直しについては、本日で決めてもいいのか、そのところを議長として考えていきたいと思うのですが、どうですか。</p>

	<p>皆さん、まだまだこの見直しのため、次回もう1回ぐらいまで、この審議会が必要なんでしょうか。</p> <p>それでは、もう少し、議長がまとめる意味で少し申し上げたいと思いますが。ただいま、三枝委員からご質問のあったこの③の人権相談・支援体制の充実、これは申し訳ないけど、原案に戻って、原案に戻してしまえば、今までどおりの流れになってきますんで、事務局の皆さん、申し訳ないんだけど、見直し案の今の案を撤回してもらって、元の人権相談体制の充実という所に縮めてもらえれば、整合性が取れていくんだと思うのですが。</p> <p>どうですか。また考え直すために時間が必要であれば、申し上げることはございませんけれども。</p>
三枝委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
三枝委員	<p>1箇所だけ修正したら、うまくいくかという、今度、指針の11ページに体系図がありますが、分野別施策の方向性という所で、同和問題の所にだけ意識調査、人権相談体制。これは、あの意識調査もそうですし、相談体制も1の共通施策の所に相談・自立支援体制の充実とありますので、同和問題の所にだけ体系図の中にも人権相談体制の充実が入っているのは、やっぱり整合性に欠けていると思いますので、そこも含めて、人権相談体制の充実が、なぜ同和問題だけそれがあるのだろうと、共通施策の方向性の中で、それで十分ではないかと思っておりますので、それも含めてもう一回検討してもらえればいいのではないかと思います。</p>
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	<p>はい、ご指摘の体系図については、事務局でもご指摘のとおり考えております。平成25年4月1日には改正する方向で、検討しておりますので、よろしく願います。</p>
坂本委員	(挙手)

議長：國吉会長	はい。
坂本委員	<p>それでは、事務局に一つ確認しておきたいんですけども、今回の原案の諮問にあたって、指針の総合的な見直しについては、いつ、どこで誰がやる、という方向が出ているのか、それをお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>その上で、もう一つ確認させていただきたいと思います。</p>
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、事務局、お答え願います。
事務局：滝澤課長	<p>この指針につきましては、平成 28 年度までの期間となっております。平成 29 年度以降につきましては見直し、改正を行っていくということはお案内のとおりでございます。</p> <p>見直しにつきまして、どこでということですが、2 月 10 日の今後の同和対策事業の基本方針の中で、最後のページ、今後の人権政策という所に市の方針を定めさせていただきます。</p> <p>深谷市同和対策事業審議会廃止後の今後の人権政策については、人権教育推進協議会に意見を求めていくと、基本方針で定めてございますので、平成 28 年度以降の見直しについて、当然 1、2 年かかるとは思いますが、人権教育推進協議会の意見を聞きながら、見直していきたいと考えております。</p> <p>しかし、今年度につきましては、今、坂本委員、三枝委員からご指摘がございましたように、見直す箇所も若干ございます。それにつきましては、人権教育推進協議会に意見を聞きながら、平成 25 年度より改定していきたいと考えております。</p>
坂本委員	はい、今の話ですと、まだ時期については定めてないということでもよろしいわけですね。指針が平成 28 年度までであるということで、それまでにやるだろうけど、まだ。
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。

事務局：滝澤課長	基本方針は、日本国憲法、教育基本法、人権教育・啓発推進法、総合振興計画、人権施策推進指針に基づいて人権教育・人権啓発を計画し実施していきますとなっています。その指針の期間が、平成28年度までになっていますので、当然見直し時期につきましては、平成26・27年度にかけて見直しの方向に入っていくのだろうと思います。
坂本委員	そうじゃなくて、この深谷市の指針、先ほど見直しをするというふうなことをおっしゃっていましたが、今年度になるか、来年度になるか分からないというお話。
議長：國吉会長	続けていいですよ、どうぞ。
坂本委員	そこの所、聞きたいんです。
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	指針の期間につきましては、平成28年度となっていますので、その後は、5年間になるのか、10年間になるのか分かりませんが、期間も含めて内容等の変更は生じてくるだろうと。それにつきましては、少なくとも1年、1年半くらい前から草案作りに入ってくるだろうと思います。
議長：國吉会長	<p>本日の議案(1)についての審議期間は、3カ月取ってあるわけですよ。そして、答申の時期が平成24年10月、そのように時間をきって審議をスタートさせているわけですけど。</p> <p>皆さん、今日のこの審議をもう少し深める必要性があって、今日だけではなくて、次回まで審議時間を取らなければいけないのか、今日でまとめることができるのか、この点の判断を今日おこない、次の意識調査の所にいけばいいのかな、と議長の方では考えていますが、</p>
坂本委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。

坂本委員	<p>すいませんね。今の議長提案の話なんですけど、私としては、改正する文面を見る限りでは、内容的にどこがどう変わるのか、何を变えたいのか、文面だけでは読み取れないので苦労しております。</p> <p>ですので、もう少し、ここの所がこういう文章にならなくちゃいけないんだと、今日、事務局で説明がもう少しできるのであれば、それを聞いて理解したいと思うんですけども。もし、本日、無理であるならば、その辺の改正の根拠、2月10日の基本方針の見直しの上に立ってこう変えたいんだと。</p> <p>何といえればいいんですかね。方向は分かるんですけども、なぜこのことでこういう文章に変わらなくちゃいけないかと、具体的にちょっと理解しづらいです。変える必要あるんですか。実は私も率直な意見です。その辺、分かればありがたいなと思います。</p>
議長：國吉会長	事務局の方で、何かコメントできますか。
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ
事務局：滝澤課長	<p>2月10日に決めました「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」の中では、今後は同和問題、同和教育に特化しないで、大きく人権教育・人権啓発の事業として進めていくと。</p> <p>具体的には、様々な人権として子どもの問題、高齢者等、同和問題を含めて総合的に推進していきたいという大きな変更になりましたので、その方向に変えていきたいということです。</p> <p>現行の主要施策の方向性では、色々ご指摘はあるようですが、②人権・同和教育及び啓発の推進として、主に同和教育を推進するとしています。</p> <p>これを、人権教育及び啓発の推進と変更をし、同和問題を人権課題の一つとして捉え、また、同和問題に対する様々な誤った認識や偏見、まだまだそういう意見もございますので、その中で進めていきたい、変えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。</p>
議長：國吉会長	坂本委員、基本的にたくさん線が引かれた原案がこちらにあるんですけど、基本的に2月10日の基本方針を受けて、推進指針の一

<p>坂本委員</p>	<p>番のポイントは今、説明のあった②、この部分の所を今のように修正していきたいと。それ以外のところは、議長の私が読んでも大きな変更点とか変化点は生じていないのではないのかなど。</p> <p>今、事務局の方で言われたと思うんですけど、指針の中の分野別施策の方向性の中の(5)同和問題の施策、この部分についての諮問になっていますよね。となれば、逆に人権・同和と書いてあるのは何か違う問題があるようなお話なんですが、逆ではないでしょうか。</p> <p>同和問題の施策ということで表題でうたって、その中身であるのに、同和教育うんぬんとしてはいけないのでしょうか。逆に、私は疑問に思いますが。そんなことはないのでしょうか。私の思い違いでしょうか。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>お分かりのように、第3章人権施策の基本的方向性、2分野別施策の方向性、(5)同和問題の施策があります。</p> <p>「同和問題は…」から2ページ目の「…努めてきました。」については、同和問題の早期解決に向けた経緯を記載してあります。</p> <p>その後につきましても、議長からお話がありましたように、大幅に変わってないよ。ということなのですが、若干、情勢分析は改正しております。現状では、</p> <p>「こうした取り組みにより、同和問題に対する偏見や差別意識は解消されつつありますが、最近の人権・同和問題に関する意識調査の結果からも、完全に払拭された状況には至っていません。今後とも、市民一人ひとりの人権意識を高め、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別を許さない心を育む教育・啓発事業などに取り組みます。」となっています。</p> <p>いわゆる、同和問題を正しい理解と認識を深めるために、教育や啓発事業をする、差別を許さない心を育てるというものであります。</p> <p>見直し内容はこうです。</p> <p>「その結果、それぞれの分野において相当な成果をあげてきまし</p>

	<p>た。特に住環境の分野においては、一般地区との格差は、ほぼ解消されました。また、市民の同和問題に関する理解と認識は深まり、人権意識の高揚も進んできています。今後は、市民の自主性を尊重し、また、地域社会が様々な人権問題に対して、誤った認識や偏見による差別的な言動を受け入れない環境をつくりだしていくことを目指します。」としています。</p> <p>これは、同和問題だけでなく、様々な人権問題に対して、誤った認識や偏見による差別的な言動を地域社会の中に受け入れない環境をつくりだしていくと。したものです。</p> <p>この様な情勢分析をし、主要施策②として、「本市におけるこれまでの同和問題に関する教育・啓発活動の成果を踏まえ、同和問題を人権問題の一つとして捉え、その解決に向けて、お互いの人権を尊重し、人権教育・啓発の事業を進める」としています。</p> <p>これは、あくまでも見直し内容の（案）でございます。</p> <p>今、三枝委員他の委員から意見がございましたが、深谷市としてはこのように変えていきたいという（案）でございます。ご審議の程をよろしく申し上げます。</p> <p>事務局：須藤次長 （挙手）議長、よろしいでしょうか。</p> <p>議長：國吉会長 はい、どうぞ。</p> <p>事務局：須藤次長 いろいろ議論いただいております。</p> <p>確かに、同和問題の施策を考えると、他の人権問題と重なる、人権相談も重なる面があると思います。</p> <p>これを分野別の同和問題の施策としている以上、これを解決する施策、この他に実際にはどういう施策を行ったらよいのかという、そういう案がございましたら、まだ足りない、完全じゃないけど補う施策として今後どのようにしていったらよいか、ご意見・ご提案いただければありがたいなと思います。</p> <p>確かに、今、人権施策として大きく重なってしまう、では分野別として同和問題を考えたときに、これは足りないのではないのか、これをおしていったら良いのではないのかというようなご意見をいただければと、事務局としてはありがたいなと思います。よろしく申し上げます。</p>
--	--

議長：國吉会長	<p>もう少し、議長の方から発言が続きますけど、基本方針を受けて市の人権施策をこのように変えたいということで、案が出ているわけです。とりあえず、この案は、原案のとおりでよろしいでしょうか。こういうことを皆さんにお諮りして、そして原案されたことについて、このようでもよろしい、このように改正する、このように改めるべきだ、という意見がありましたら、それはそれで方向を作っていきたいと思います。</p> <p>そして、今、事務局のほうから意見がありましたけど、原案の内容をこの審議会ですべて審議をしつくして、これはこれで良しと決めて、更に余力があれば、今、提案があったように、これにはないのだけど、こういう点は今後、同和問題を進めていって同和問題を解決していくために新たな提案があるんだったら、それをまた資料の中に付け加えていくという方向性になるんじゃないかなと思うわけなんです。</p> <p>それで、とりあえずこの原案の字句修正だけではなくて、これまでの大きな事業を進めてきた流れの中で、本日の提案はこのような話の中で見直してはどうなのかということで、私たちの目の前に提案されているので、これについての討議を進めてまいりたいと思います。そして余力があれば、新しい施策の提案も承りたいと思います。</p>
議長：國吉会長	<p>少し休憩をして、事務局と協議しましょうか。この案のもって行き方を。それでは、少し休憩をとらせていただきます。</p>
	<p>※（休憩）</p>
議長：國吉会長	<p>それでは、再開をさせていただきます。</p> <p>議長、副議長、事務局の協議で、今後どうしていこうかと協議を行いました。協議の結果、基本的に本日いろいろご指摘のあったことを踏まえまして、見直すべき所を踏まえまして、更に修正を加えて、審議会をもう1回開催、次回の審議会までに直すべき所を直して、改めて皆さまにお諮りしたいということで、本日の見直し案につきましては、終了とさせていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>質疑なし。</p>

<p>議長：國吉会長</p>	<p>それでは、ご異議がないようですので、本日の指針の一部見直しについては、次回続行するという事で、本日の意見を踏まえた内容豊かな案になるのではないかなと思います。次回に登場させていただきたいと思います。</p> <p>はい、それでは(1)の指針の見直し案については、これで終了させていただきたいと思います。</p> <p>(2) 人権に関する市民意識調査について</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>続きまして、(2)人権に関する市民意識調査についてを議題としまして、これも事務局に提案説明を求めます。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>それでは、(2)人権に関する市民意識調査についての説明を申し上げます。お配りしました資料ですが、一つの素案でございます。</p> <p>調査の目的ですが、「この調査は、人権に関する市民の意識についての現状を把握し、市民の基本的な人権が尊重される地域社会の実現を目指した今後の人権政策の推進のための資料とする。」となっております。</p> <p>調査の設計でございますが、調査地域は深谷市全域、対象は市内在住満20歳以上の男女で、20歳代から70歳代以上、調査人数は3,000人、方法は住民基本台帳から無作為抽出、調査方法は郵送です。調査基準日は、一応、平成24年10月1日と考えておりますが、準備段階で多少遅れると、11月にずれ込む可能性もございますので、素案ということによりしくお願いいたします。</p> <p>調査項目につきましては、人権全般に関する意識から市に係わる人権に関することまでとし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌ、外国人、H I V、ハンセン病、刑を終えて出所した人に関する人権、インターネット、プライバシー、ホームレス、北朝鮮、災害時における人権について行っていきたいということです。</p> <p>集計方法につきましては、全体集計、男女別集計、世代別集計、</p>

<p>議長：國吉会長</p>	<p>クロス集計でございます。</p> <p>本日は、その中の同和問題の項目について、ご意見をいただきたいと思ひます。調査内容を朗読します。</p> <p>●あなたは、平成 24 年 2 月 10 日に深谷市議会全員協議会に報告し、深谷市として定めました「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」を知っていますか。</p> <p>●「知っている」と回答した方にお尋ねします。</p> <p>あなたは、この基本指針についてどこで知りましたか。</p> <p>●あなたは、同和問題の早期解決を図るため、同和問題に係わる「特別措置法」に基づいて、国及び地方公共団体によって積極的に推進してきたことを知っていますか。</p> <p>●あなたは、この基本方針で、同和問題に係わる「特別措置法」が失効し、平成 24 年 3 月末日で 10 年の節目を迎え、今後は主な事業主体であった同和行政・同和教育から人権行政・人権教育へと大幅な見直しを進める。としています、どう思ひますか。</p> <p>以上が、同和問題のアンケートの内容となっています。</p> <p>なお、今、お話ししました、他の調査項目につきましては、今月の人権教育推進協議会の部会に諮っていきたくと思ひます。</p> <p>また、10 月に予定しております、人権教育推進協議会の理事会で内容等すべて承認をいただきながら、了解を得ていきたくと思ひます。</p> <p>同和問題に関して、本日の質問内容以外に意見のある方がございましたら、今月末までに事務局の方にご報告をお願いしたいと思ひます。</p> <p>なお、大幅な修正意見が皆様方からの総意であれば、変えていく方向ではございますが、出来れば同和問題に関しましては、これで行きたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>はい、それでは、この件で審議を行いたいと存じます。</p> <p>このアンケートの件も今配られたものですので、お読みになって</p>
----------------	--

	<p>いないのではないかなと思います。ただ、このアンケートの項目は4項目ですので、審議をしながら、議論の中で深めてまいりたいと存じます。</p> <p>はい、ただ今のアンケート、市民意識調査について、皆様方のご意見・ご質疑を承りたいと存じます。</p>
坂本委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、坂本委員、どうぞ。
坂本委員	<p>少し確認させてもらいたいだけでも、一つはアンケート項目の全項目は何項目ぐらい考えているのかということと、同和問題に関してこれを提出されたということは、この論点の聞き方だけで、他に同和問題に関する質問はないのかということをお聞きしたいと思います。</p>
議長：國吉会長	はい、事務局にお答え願います。
事務局：滝澤課長	<p>はい、資料にあります調査項目につきましては、人権課題につきましては、概ね重要な項目だけを考えております。市民意識調査の全般につきましては、事務局案を人権教育推進協議会に諮り、審議をお願いしたいと考えております。</p> <p>なお、同和問題に関しましては、一応、何う点はこの内容で、この論点でございます。よろしく願います。</p>
坂本委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
坂本委員	<p>もう一つは、深谷市で行っている意識調査は、とりわけ人権問題に関する意識調査は、前回はいつやられたのかと、その内容項目と今回の項目について、比較できる項目はあるのか、について、よろしく願います。</p>
議長：國吉会長	それでは、事務局、お答え願います。
事務局：滝澤課長	<p>前回調査については、平成19年度です。</p> <p>平成19年度の調査の内容につきましては、埼玉県が平成22年</p>

	<p>度に行っております。</p> <p>その内容につきましての比較は、十分、深谷市でも行っております。平成 22 年度、埼玉県で行った内容につきましては、今回は行わない。と考えておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>なお、埼玉県につきましては、同和問題について 6 項目の質問アンケートを行っております、なおかつ、東西南北等により分析をし、北部地区（児玉郡市・大里郡市）でも分析を行っております。</p> <p>従いまして、今回はこのような形でアンケート調査を行っていきたいと考えています。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、この意識調査につきまして、他にもご意見を伺ってまいりたいと思います。</p>
<p>三枝委員</p>	<p>（挙手）</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>三枝委員</p>	<p>正確性と分かりやすさ、どっちがあれだとは思いますが、1 項目ですが、今後の同和対策事業についての基本方針を知っていますか、と言われても、専門的に何かやっているんだったら分かるけども、毎日、日常生活に忙しい人がこんな難しいことを聞かれても、「これ、なんだっけ」となるんじゃないかと。分かりやすく、もう同和行政終わりにしましたという方針ということであれば、「ああ、それ、どっかで見たな」となるんじゃないですか。</p> <p>それから、全員協議会という正しい言い方なんでしょうけども、深谷市議会とっていいのではないかと。全員協議会とってても、名前がちょっと分かりにくいので、市議会として了解を得たとか、そういうふうにした方が分かりやすいということで。</p> <p>あと、下の方に失効という言葉がありますが、終わったという形で、分かりやすい文言でもらいたいなというふうに思います。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>ただいまのご指摘案、事務局の方にも検討していただかないと思いますが、事務局、了解ですね、はい。</p> <p>では、修正も含めて、この同和問題の分野について、分かりやすいような表現で行ってほしいというご意見でありました。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p>

三枝委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
三枝委員	<p>要望というか、県が行った平成 22 年度の内容を、その中に入れないということなのですが、同和問題そのものを知らないという世代が、私、ちょっと県の 22 年度の調査結果を見て、「同和問題知っていますか」というと「知らない」と。知っているとか、知らないとかという問いかけではなくて、「何であなたは同和問題を知りましたか」という経緯を聞く質問なんです、学校の授業で教わったとか、親から教わったとか、友達から聞いたとか、最後に同和問題を知らないという選択肢があって、20 代、30 代はその問題さえ知らない。学校では教えたはずだがな、と思います。</p> <p>知らないというのが、20 代で 4 割近くも知らないという数字になっているので、驚きました。そして、この問題を聞くときには、同和問題を知らないって人もいるのではないかと思うので、県の調査ともダブるんですけども、それは、ちょっと入れたほうがいいんではないかと思うんですけども。</p>
議長：國吉会長	はい、それでは事務局、ちょっと意見が入っていますので、お答えください。
事務局：滝澤課長	<p>はい。県の意識調査、22 年度はご案内のように、同和問題を初めて知ったきっかけは、何からですか。ということ聞いております。</p> <p>「同和問題を知らない」というのが、県平均で 22.4%でございます。20 歳代 39.5%で、これを県全域と南部・南西・東部・さいたま・県央・川越比企・西部・利根・北部・秩父区域として分析しております。</p> <p>改めて聞く必要があるのかということ事務局で議論させていただいたわけですが、調査しても概ね、この数字は出てくるだろうということになり、この様な案になりましたので、よろしくをお願いします。</p>
議長：國吉会長	ということで、ご理解願います。他にご意見、ございませんでし

	<p>ようか。</p> <p>見たところ、ご意見がなさそうなので、(2)人権に関する市民意識調査について、これも審議事項の一つですので、了承・了解ということで、よろしいでしょうか。</p>
清水（國）委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい。
清水（國）委員	<p>三枝委員の分かりやすい質問、設問といいましょうか、というのは非常に大賛成でございます。ということからして、四つほどあげてございますが、私、この中で4番目の質問なんですけども、専門的というか、興味関心のある人ならば、こういったことは、同和対策事業ということに関しても勉強もされているんだろうと。</p> <p>4番目もそうなのですが、3番目にも「特別措置法」という言葉が出てくるし。私たちは、つい特措法以来、法律は理解しているつもりですから、そういったことは分かるんですが、例えば、この4番目の質問「特別措置法が失効し、平成24年3月末日で10年の節目を迎え、今後は主な事業主体であった同和行政・同和教育から人権行政・人権教育へと大幅な見直しを進める。としています。」と、この辺なんかも何を言っているのか分かるのでしょうか。</p> <p>それと、私、とても気になるのは「今後は主な事業主体であった」、事業内容のあり方がそう変わってきている。ですから、この辺、どうも、「特別措置法」以下そういうものがこのようになってきて、どうも、それは、その、やらされてきた、要するに同和行政・同和教育から人権行政・人権教育というふう形できているわけなんですけど、どうも、その、「特別措置法」からそういう等々あったかもしれないけど、こういうことを国が国民的課題としてやってきて、そして、都道府県も市町村も自らの問題として国民課題として関わってきたんだよということなんですね。私は、そういうふう理解してきているんですけど。</p> <p>ですから、どうも、やらされてきたという表現があるような気がするので、そういうもう少し分かりやすく、こうアンケートを、市民意識調査の中でのなるようにしてほしいと、そういうことです。</p>
事務局：滝澤課長	(挙手)

議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	<p>ご指摘の点にございましては、検討していきたいと思います。</p> <p>また、質問と併せてですが、2月10日に定めた基本方針ですが、4月の広報、そして今年6月から各公民館で行っております人権教育・啓発事業で、講師である人権教育専門員が参加者全員に配布をしております。</p> <p>このままでいきますと、10月ごろまでには全戸の方々に配布するのではないかとというぐらい配布の準備をしております。</p> <p>にもかかわらず、「知らない」という答えが多数出た場合には、同和問題については、市民は解決したのだ、と考えている。というふうに捉えることも出来ると思います。</p> <p>あるいは、「知らない」とは、関心がない。ということも考えられます。</p> <p>今回はこの調査項目でいきたいと考えています。よろしくお願ひします。</p>
議長：國吉会長	<p>それでは、今の清水（國）委員の件でも、最終的な調査項目の時点では反映させるように、議長からもお願いしておきます。</p> <p>どうしますか。調査項目について、更にご意見のある方はどうしたいとか、いらっしゃいますか。</p>
委員	なし。
議長：國吉会長	<p>なし。ということなので、事務局の方では、この4項目をアンケートの柱として考えているようです。</p> <p>ただいまの本日のご意見を加味して、改めて調査項目ができると思いますので、そういうことを前提にした上で、ご了承・ご了解ということをお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	はい。
議長：國吉会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、人権に関する市民意識調査につきましては、これにて</p>

	<p>終了させていただきたいと思います。時間が4時に近づいておりますが、残っている報告事項が2点ございます。</p> <p>順を追って、進めていきたいと思います。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>7. 報告事項</p> <p>(1) 集会所運営事業の廃止後における自治会館への移行希望状況について</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)集会所運営事業の廃止後における自治会館への移行希望状況について、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局：山田補佐</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、それでは、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局：山田補佐</p>	<p>はい、人権政策課の山田と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、集会所運営事業廃止後における自治会館への移行状況について、ご説明申し上げます。</p> <p>本日配布の資料で、青い表紙につづられています、報告事項をお願いいたします。1 ページをご覧ください。</p> <p>まず、深谷市は13ヶ所の集会所を設置してございますが、集会所については、基本方針により、事業の廃止後は、地域の自治会館に移行していくか、他施設としての利用又は解体を検討していくこととなっております。</p> <p>この方針につきましては、平成24年2月に、地区ごとに開催しました各集会所の運営委員会において説明いたしました。その経緯を踏まえ、移行の希望があるか無いかの確認につきましては、集会所の所在地である自治会に希望を伺ったところでございます。</p> <p>なお、所在する自治会の自治会長さんにつきましては、平成24年度、各集会所の運営委員としてご委嘱申し上げます。また、この移行希望状況につきましては、今年度5月24日に、13集会所合同で開催しました運営委員会において報告しております。</p> <p>まず、移行希望がありますのは、人見集会所、折之口集会所、大</p>

<p>議長：國吉会長</p>	<p>谷集会所、榛沢集会所、本田第一集会所、春日丘集会所、前藤集会所の7ヶ所でございます。この集会所が所在する自治会では、自治会館を所有しておらず、集会所を自治会館として活用していた経緯がございます。</p> <p>次に、移行希望なしの集会所でございますが、東方集会所、南岡集会所、本郷集会所、長在家集会所、花園集会所、の5ヶ所でございます。この集会所の所在する自治会は、自治会館を所有しており、移行希望は無しとのことでございます。</p> <p>なお、本郷集会所につきましては、本郷自治会は自治会を六つの支部で組織しており、本郷集会所は自治会の第6支部に所在しております。1から5支部につきましては、それぞれ支部会館を所有しておりますが、第6支部には支部会館が無いことから、支部会館として移行できないか、自治会で検討しているところでございます。</p> <p>次に検討中の横瀬集会所でございますが、自治会の役員会議において決定していきたいとのことであります。</p> <p>集会所の自治会館への移行につきましては、現状での移行であり、土地につきましては深谷市財産規則の普通財産貸付料算定基準により有料をとなります。</p> <p>移行時期につきましては、平成25年4月1日を目途に事務を進めているところでございます。</p> <p>なお、移行のなかった集会所につきましては解体することとなりますが、解体は平成25年度より計画的に実施してまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして、2ページをご覧くださいと存じます。各集会所の施設管理費の基本料金ベースを試算したものでございます。集会所が自治会館に移行になった場合は、施設管理費等はすべて自治会で負担していただくこととなりますが、自治会の事業では、主に自治会会議のほか自主的なイベント等の開催で、施設管理費の光熱水費は基本料金の範囲で収まるのではないかと試算したもので、参考資料として添付させていただきました。</p> <p>以上で、集会所運営事業の廃止後における自治会館への移行希望状況についての報告とします。</p> <p>はい、ただいまの報告につきまして、質疑・ご意見等がありましたら承ります。</p>
----------------	---

三枝委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
三枝委員	この間、全体の集会所運営委員会があつて、その場所で、ある自治会長さんが、両方痛み分けして、市が同和対策事業を終了することによって、経費節減になると。自治会だとその経費が自己負担となるので、少し金額が下げられないかという要望が、そういう余地というのはあるんですか。特に土地賃貸料です。
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	土地賃貸料につきましては、自治会館に移行する場合の率につきましては10分の1程度の契約ができる規定になっていますので、その分ですね、自治会館へ移行と一般(営利目的)の移行とはだいぶ契約上は違うこととなりますので、よろしく申し上げます。 一般(営利目的)につきましては100分の3.05、自治会館につきましては、100分の0.35になりますので、かなり貸付料的には金額を抑えていますので、よろしく申し上げます。
議長：國吉会長	はい、それでは他にご意見がないようございます。 現在、中間的な報告になっているわけですが、この報告を承る。ということで、ただいまの報告事項を終わりにしてよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長：國吉会長	はい、それでは(1)自治会館への移行希望状況について、これにて終了したいと思います。 (2) 運動団体活動事業費補助金交付要綱廃止後における 平成24年度補助金対象経費について
議長：國吉会長	続きまして、(2)運動団体活動事業費補助金交付要綱廃止後にお

<p>事務局：山田補佐</p>	<p>ける平成 24 年度補助金対象経費について、事務局の方からご説明 よろしく申し上げます。</p> <p>(挙手)</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局：山田補佐</p>	<p>それでは、運動団体活動事業費補助金交付要綱廃止後における平成 24 年度補助金対象経費について、ご説明申し上げます。</p> <p>報告事項の 3 ページ目をご覧ください。</p> <p>運動団体活動事業費補助金交付要綱は、基本方針に基づき、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止となりました。ただし、経過措置といたしまして、この交付要綱で補助金を交付していた運動団体に、平成 25 年度まで事業に要する経費に対し、深谷市補助金等の交付に関する規則に基づき、補助金の交付を行うものでございます。</p> <p>なお、この補助金に関する説明会は、運動団体の各支部を対象として平成 24 年 4 月 12 日に「運動団体活動事業費補助金説明会」として説明させていただきました。</p> <p>まず、対象経費でございますが、3 ページの上の方にあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 講演会、研修会の開催について、講師謝金、資料の作成に要する印刷製本費、会場の借上げ料でございます。 2. 啓発資料、作成及び配布につきまして、啓発資料の購入費、資料の作成に要する印刷製本費、通信運搬費などでございます。 3. 会議費として、市協総会・支部総会に伴う経費、お茶代等でございます。 4. 事務費は、切手購入等の通信運搬費でございます。 5. 旅費でございます。これは、後ほど別表にてお話させていただきます。 6. 講演会、研修会への参加でございますが、区域外の区域において開催される講演会、資料代及び参加されていた方の負担金でございます。 <p>なお、これに係る補助については、前年度における参加回数・参加人数を基準とするとしています。</p> <p>次、補助対象外経費につきましては、1 番目に「講演会、研修会の内、自主開催する研修における費用」、2 番目に「対策費」、3 番</p>

<p>議長：國吉会長</p> <p>三枝委員</p> <p>議長：國吉会長</p>	<p>目に「支部からの市協・郡協及び県連への負担金（賛助金）」が補助対象外経費となっております。</p> <p>続きまして、4ページをご覧ください。先程申し上げました旅費の種類でございます。1番目に「鉄道賃、船賃、航空賃」、2番目に「車賃」、そして3番目に「日当」、そして4番目に「宿泊料」となっております。いずれにしましても、領収書を添付することとなっております。</p> <p>今の4種類の内訳、別表となります。車賃につきましては、市内は支給なし、市外については、1km当たり18円を計算して支給となっております。有料道路の場合は実費額でございます。次に、日当でございます。半日当の場合、支給する地域でございますが、6ページでございますので参考をお願いします。半日当の場合は1,200円、全日当の場合は2,400円でございます。宿泊料は原則として実費額とし、上限は12,000円を限度とするものでございます。</p> <p>続きまして、6ページ目でございます。先程の日当の支給の範囲が示されております。黒い網掛け部分については、日当を支給しない地域でございます。それから、薄い網掛け部分については、半日当を支給する地域でございます。</p> <p>それから、7ページ目をご覧ください。補助金の申請方法でございます。従来は5月末日までの申請でございましたが、今回、平成24年度の申請につきましては、四半期ごとの実績により交付するものでございます。第一四半期につきましては、4月～6月の実績について、7月17日までに補助金交付申請書及び資料を人権政策課まで提出していただくことになっております。続いて、第二四半期は7月～9月、第三四半期は10月～12月、第四四半期は1月～3月となっており、それぞれ提出期限がありますので、よろしくをお願いします。</p> <p>以上で、動団体活動事業費補助金交付要綱廃止後における平成24年度補助金対象経費についての報告とします。</p> <p>ただ今の説明について、ご意見をどうぞ。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
---	--

三枝委員	ちょっと平成 24 年度補助金からずれるんですけど、いいですか。
議長：國吉会長	はい、承りましょう、どうぞ。
三枝委員	平成 23 年度のことについてお聞きしたい。
議長：國吉会長	平成 23 年度ですか。
三枝委員	平成 23 年度です。
	<p>今年の 4 月 12 日に、本日の会場で補助金の説明会が運動団体に対してありましたけども、その時に、平成 23 年度、ある支部、ある団体はこれだけの補助金、事業計画があつて、行政からもこれだけの補助金をととなっていたけども、実際は 1 年たつたらこの事業計画が出来なかつたと。実施出来なかつたために、お金が余るといふことが起きると。で、余つたお金は返してもらいますよ、という話が 4 月 12 日のここでの補助金説明会であつたんですけど、それで返金してもらっているかということ、ちょっとお聞きしたいのですが。</p> <p>全体で平成 23 年度は何団体に交付して、予算総額はいくらか、そして決算額はいくらだったのか。</p> <p>5 月 1 日までに提出するということになっていましたから、5 月 1 日に提出された決算額は何団体で、総額いくらだったのか。で、残つたお金は、返していただきますよという説明だったのですが、それがきちんと返されたのか、何団体でいくら返されたのか、ということをお聞きしたいのですが。</p>
議長：國吉会長	ただ今の三枝委員の質問は、審議委員の皆さんの見えない所でのやり取りの部分が出ていますよね。非常に理解がしにくい、少し答えるとすれば、そういうことを踏まえ、審議委員が理解できるように答えてください。
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。

事務局：滝澤課長	<p>はい、それでは説明申し上げます。</p> <p>今、三枝委員から質問がありましたのは、平成 23 年度運動団体活動事業費補助金は、市からそれぞれの団体に支出しておるが、各団体の実績報告に基づきまして、未実施の事業があれば当然返還が生じると、残金が生じると。その残金については、4 月 12 日の補助金の説明会では返還をしてほしい。と事務局からの説明であったが、返還はあったのか。という質問です。</p> <p>その繰越金（残金）については、4 月 12 日の時に返還をしてほしいと説明をさせていただきました。</p> <p>運動団体補助金については、皆さんご案内のように、人権教育・人権啓発を進めている人権団体において市が定めた補助金交付要綱に基づきまして支出しております。</p> <p>それでは、質問の一ですが、交付団体と総額についてです。</p> <p>平成 23 年度につきましては、補助金支出団体は 11 支部、全体で 21,492,000 円、支出しております。</p> <p>質問の二、返還金は何団体で金額はいくらかです。</p> <p>返還金が生じたのは、11 支部の内、8 支部からですが、1,528,313 円が返還されております。差し引きですが、19,963,687 円が 11 支部の平成 23 年度の決算額となっております。以上です。</p>
議長：國吉会長	<p>ただ今のご報告を踏まえて、何か意見がありますか、三枝委員。</p>
三枝委員	<p>確か、返還を求めるといのは、初めてかなと思うわけですが、21,492,000 円が支出されて、それで 1,528,313 が返還された。こんなにたくさんのお金が返ってくるなんて、初めてではないでしょうか。そんなことはないでしょうか。</p>
事務局：滝澤課長	<p>(挙手)</p>
議長：國吉会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局：滝澤課長	<p>運動団体活動事業費補助金交付要綱につきましては、ご案内のように、平成 23 年度で廃止になりました。</p> <p>新たに、平成 24 年度につきましては、深谷市補助金等の交付に関する規則に基づいて支出する旨の説明を 4 月 12 日に行いました。その中で、</p>

	<p>補助金交付要綱が廃止になりますので、未実施事業費、繰越金についてはすべて返還してほしいと説明をしました。補助金による事業継続ということはありませんので、一括して返還をお願いしたわけです。</p>
三枝委員	<p>請求はしたんですか。</p>
事務局：滝澤課長	<p>請求はしていません。</p>
議長：國吉会長	<p>運動団体活動事業費補助金交付要綱廃止後における平成 24 年度補助金対象経費について、の報告がございました。</p> <p>委員の皆様には、見えない所の、見えない内容の報告でございますので、なかなか意見が出しにくい、聞きにくい報告事項であると思います。</p> <p>そういうことを踏まえて、了承ということで、預かってよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長：國吉会長	<p>良いということなので、最後の(2)運動団体活動事業費補助金交付要綱廃止後における平成 24 年度補助金対象経費についてのご報告につきまして、当審議会が了承というか、承ったということをお願いします。</p>
議長：國吉会長	<p>はい、それでは、本日は議事が二件、報告事項が二件、皆様方のご活発な論議で完結することができました。</p> <p>本日の議事と報告事項が終了しましたので、審議会の議長と副議長を解任とさせていただきます。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
事務局：滝澤課長	<p>8. その他</p> <p>会長、副会長さんお疲れ様でした。本日、予定しておりました報告事項は、皆様のご協力により無事終了することができました。大変、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の最後になりますが、その他として、何かございますでしょうか。</p>

ないようですので、ここで事務局より、次回の審議会につきまして、ご案内をさせていただきたいと存じます。今、議事の中で会長さんからお話がありましたように、「もう一度、審議会を開く、10月までに」、これにつきましては、会長・副会長と質疑内容等を精査いたしまして、審議会の開催の通知を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。なるべく、暑くない時期に開催の日程を考えていきたいと思います。

以上をもちまして、第2回深谷市同和対策事業審議会を終了とさせていただきます。

ご協力、誠に感謝申し上げます。

ありがとうございました。